



2022年1月26日

各 位

会社名 キヤノン電子株式会社
代表者名 代表取締役会長 酒巻 久
コード番号 7739 東証第一部
問合せ先 専務取締役 石塚 巧
(TEL. 03-6910-4111)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2022年3月29日開催予定の第83期株主総会に下記のとおり、定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）により、株主総会資料の電子提供制度が新設され、同制度を定める改正会社法の規定が2022年9月1日に施行されることから、同制度の導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 定款変更案第14条第1項は、株主総会参考書類等の株主総会資料の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を新たに定めるものであります。
- (2) 定款変更案第14条第2項は、株主総会資料に関し改正会社法に基づく書面交付請求をした株主に交付する書面につき、その記載事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 現行会社法に基づく株主総会参考書類等のみなし提供に関する規定（現行定款第14条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分であります)

現行定款	定款変更案
<p>第1条 ｝ (条文省略) 第13条</p> <p><u>(株主総会参考書類等のみなし提供)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき情報を、法令の定めるところに従い、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとる場合には、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>第15条 ｝ (条文省略) 第37条</p>	<p>第1条 ｝ (現行どおり) 第13条</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとる。</u></p> <p>② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>第15条 ｝ (現行通り) 第37条</p>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>① <u>現行定款第14条（株主総会参考書類等のみなし提供）の削除および定款変更案第14条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第14条はなお効力を有する。</u></p> <p>③ <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	2022年3月29日(火)	予定
定款変更の効力発生日	2022年3月29日(火)	予定

以上